

衆議院議員・東京 20 区野党代表

宮本徹

とおる



国会通信

2022 年 12 月① No.67

宮本徹事務所

東村山市青葉町 2-29-2

TEL: 042-391-4139

FAX: 042-395-7069



日本共産党の宮本徹は、11月29日の衆議院予算委員会で、政府が検討している大軍拡は、物価高騰に苦しむ国民の生活にのしかかるものだと批判し、「軍拡増税」の中止を求めました。

「軍拡増税」は許されません 平和外交に尽力こそ

岸田首相が2027年度軍事費を倍増し、GDP比2%を指示したことに對して、宮本徹は、敵基地攻撃能力の保有は、これまで憲法九条の下で歩んできた日本のあり方をひっくり返すもので、許されないと批判しました。その財源について問われた首相は、「安定的な財源」と答弁するばかりで、具体的なことを述べようとしません。仮に、軍事費倍増を増税で賄おうとしたら、国民一人当たり4万円以上、4人家族で16万円もの増税となります。

「増税をやるとういうことか」と迫る宮本徹に、岸田首相は「様々な工夫が必要」、「様々な財源についてしっかり精査

する」などと逃げの答弁。増税を否定しませんでした。

昨年の総選挙でも、今年の参議院選挙でも、「幅広い税目で増税する」なんてことは公約していません。宮本徹は、国民は選挙で、軍拡増税を行う白紙委任状など与えていないと釘を刺し、数の力で軍拡増税を決めることは許されないと厳しく批判しました。

また、宮本徹は、これまで政府は、専守防衛で、攻撃的兵器はもてないとしてきたのであり、日本が攻撃能力をもてば、相手はそれを上回る攻撃力を日本に向け、安全保障のジレンマに陥ると指摘。際限のない軍拡競争に道を開き、財政的にも国民のくらしにも先がない道です。平和外交こそが必要であると主張しました。

統一協会の被害防止新法を有効あるものに 11月29日予算委員会

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。統一協会の被害防止新法についてお伺いをいたします。

今、靈感商法対策弁護士連絡会の皆さんが政府の法案に対しての修文、修正を求め記者会見をやっているというお話を伺っております。

政府は新たに、法人等に対する配慮義務で、寄附の勧誘に当たって、自由な意思を押し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすることなどを設けました。

しかし、この配慮義務には強制力はありません。取消しの対象にもなっておりません。損害賠償請求の手助けになるということになります。民事裁判で何年も何年もかかるということになります。

被害防止のためにも、迅速な救済のためにも、配慮義務ではなくて禁止行為にすべきではありませんか。

○河野国務大臣 政府として、将来に向けて不当な寄附の勧誘による被害を繰り返さないために、被害救済、再発防止のための寄附適正化の仕組みを構築するべく準備をしているところでございます。

新法案では、現行の日本の法体系の中で許される限り最大限、禁止行為や取消権の対象とする方向で検討しております。

具体的には、社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止するとともに、不適切な勧誘行為を受け、困惑した中で行われた寄附の意思表示には瑕疵があることから、寄附者を保護するため取消しを認めるといふ考え方に基ついて条文の整理を行つていくところでございます。

さらに、寄附の勧誘に当たつての配慮義務を規定するという二段構成を取ることを検討しております。これにより、配慮義務に反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易となり、更に実効性が高まるものと考えております。

これらに加えて、子や配偶者などが、扶養債権に基づき、寄附者本人の取消権を代位行使できるようにすること、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備等を支援する、こうしたことについて規定していきたいと思っております。

こうした方針で、与野党の御議論も参考に、しっかりと、こうした将来の被害を防ぐ、あるいは救済ができるような、実効性のあるものにしていきたいと思っております。

○宮本(徹)委員 聞いたことに一切答えて

いないんですけれども、配慮義務ではなくて禁止行為にすべきではありませんかというのを聞いていますよ。

現行の法体系の中でぎりぎりということをおっしゃいますけれども、配慮義務の中身というのは、この間の民事裁判で、いずれも不法行為、違法だと判決が重ねられてきた中身であります。これは禁止行為にするのが自然ですし、そうすれば取消権の対象にもなり、速やかな救済につながる、そして被害の拡大防止にもつながるんじゃないですか。これは是非、禁止行為にしてください。

○根本委員長 国務大臣河野太郎君、簡潔にお願いします。

○河野国務大臣 禁止行為の対象とする場合、行政措置や刑事罰の適用にもつながるものであることから、現行の日本の法体系に照らせば要件の明確性が必要となります。他方、不適当な寄附のありようは様々なものが想定され、一概に要件を規定することができません。

このため、禁止行為と配慮規定の二段構成を取ることで実効性を高めるといふふうを考えております。

○宮本(徹)委員 仮に刑事罰にし難いという立場に立つても、取消しの対象にするという判断は私にはできないと思いますよ。

総理、全国弁連の皆さんが今日、様々、記

者会見で新たな提案をしていますので、それを盛り込む検討を是非していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。最後、総理、一言。

○根本委員長 申合せの時間が過ぎておりますので。

○岸田内閣総理大臣 これは、実際の裁判を考えた場合に、配慮義務を規定するということによつて、配慮義務に反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定、そしてそれに基づく損害賠償請求、これが容易になります。これは実効性を高めることになると考えます。

そういった意味で、この配慮義務、先ほど、禁止行為の対象とする場合、行政措置や刑事罰の適用につながるものであるから、現行の日本の法体系に照らせば要件の明確性が必要になると河野大臣からも答弁させていただきました。こういったこともあるからして、配慮義務を規定するというようにしたわけですが、このことの意味は決して小さくないということを申し上げております。

○根本委員長 宮本徹君、もう申合せの時間が過ぎております。

○宮本(徹)委員 時間になりましたので、終わります。